

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

安全保障化はいかなる言語行為か：
現代日本における経済安全保障の制度化をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2023-03-27 キーワード (Ja): セキュリティゼーション, コペンハーゲン学派, 言語行為論, 社会存在論, 経済安全保障 キーワード (En): 作成者: 岸野, 浩一 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	https://doi.org/10.18956/00008078

安全保障化はいかなる言語行為か

— 現代日本における経済安全保障の制度化をめぐる —

岸 野 浩 一

要 旨

グローバル化と経済的相互依存が深化した21世紀初頭の現代世界において、経済的手段による国益実現の外交術である「エコノミック・ステイトクラフト (economic statecraft)」の効果が増幅し、国益および国家の独立と存続が脅かされかねない事態が生じつつある。日本では、2020年頃より産業の自律性などを保つ「経済安全保障」の重要性が強調されるようになり、経済問題を安全保障問題として取り扱う動きが活発化している。安全保障問題を提起する安全保障化 (securitization) の動きを言語行為として分析する理論がコペンハーゲン学派によって展開されてきたが、安全保障化とはいかなる言語行為なのか。本稿では、分析哲学におけるJ・L・オースティンとJ・R・サールの言語行為論をふまえこの問いに応答し、現代日本で進む経済安全保障とその制度化に関する言語行為分析の可能性と意義について考察する。

キーワード：セキュリティゼーション、コペンハーゲン学派、言語行為論、社会存在論、経済安全保障

1 はじめに——問題の所在

経済的なグローバル化が進展した21世紀初頭の現代世界では、諸国家間の「経済的相互依存 (economic interdependence)」の深化とともに「相互連結性 (interconnectedness)」の高まりによって、関税引き上げや禁輸あるいは技術移転の抑制といった「経済的手段による国益実現の外交術」などを意味する「エコノミック・ステイトクラフト (economic statecraft¹⁾)」の効果が増幅され、各国が経済的に結びついた他国に政治的に「従属 (dependence)」せざるをえなくなる事態が発生している²⁾。経済的相互依存は、条件に応じて戦争と平和の双方につながりうるものとして国際政治経済学 (IPE) において理論化されてきたが³⁾、近年ではエコノミック・ステイトクラフトの応酬から各国の独立と存続を脅かしかねない安全保障上の問題を生じさせつつある⁴⁾。とりわけ2018年頃に本格化した貿易や技術移転などをめぐる米国と中国の対立 (米中貿易戦争) を契機として、経済と軍事の両面で台頭する中国と経済的に結びついた国々の間で、自国の国益や国防に関わる重要な先端技術の流出を防ぎ産業の供給網 (サブ

ライチェーン)の自律性を高めることなどを求める「経済安全保障」の意義が強調されるようになってきた。米中の双方と経済的相互依存関係にあり両国の狭間に位置する日本においても、「経済安全保障」をめぐる政府の動きが2020年代に入って急速に拡大している。2020年に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的流行(pandemic)によって、国民の生命に直結する感染症対策に必要な医療衛生用品が中国などからの輸入に依存している実態とその危険性が判然となったことなどを受けて、経済問題を国民の生命や国家の存亡に関わる安全保障問題として引き上げる政府の公式な動きが活発化したのである。2020年4月の内閣官房・国家安全保障局における「経済班」の設置に始まり、2021年10月に発足した第一次岸田内閣において「経済安全保障担当大臣」が新設され、同年11月に経済安全保障推進会議の初会合が開催されたのち、2022年5月には「経済安全保障推進法」が成立するなど、日本政府は数年のうちに経済を安全保障上の問題領域として明確化し、経済安全保障に関する公式の組織や制度を整えつつある。それでは、経済領域の事象を国家(政府)が公式に安全保障上の問題として取り扱うこと、すなわち経済の安全保障問題化は、いかなる理論によって分析できるのか。

経済問題の安全保障問題化について考察する視座として、本稿では、安全保障研究のコペンハーゲン学派(the Copenhagen School of Security Studies)に着目する。当該学派は、守られるべき「客体」たる「指示対象(referent object)」とその存続(生存)を危機に晒す「脅威(existential threat)」を、国家の指導者や権力者などの「安全保障問題化する主体(securitizing actor)」が名指しする「安全保障問題化の動き(securitizing move)」によって、安全保障問題が設定されることを「安全保障化(securitization)」として捉え分析する理論を展開してきた⁵⁾。同学派によると、安全保障化する「動き」は、言葉(words)を用いてある行い(deeds)を遂行する「言語行為(speech act)」の一種であるとされる。例えば「今日は雨だ」の発語は、天候の事実を「陳述」することと同時に、傘を持参したほうが良いことを「提案」する行為を遂行する言語行為である。安全保障化の発語(動き)も同様に、特定の主体がある客体にとって何が脅威であるかを「陳述」するとともに、実際に安全保障上の問題を「設定」する言語行為である。それでは、安全保障化とは一体いかなる種類の言語行為なのか。安全保障化の本質を探るために必要不可欠なこの問いに対し、言語行為として安全保障化の理論を構築したコペンハーゲン学派における既存の主要な先行研究は管見の限り十全な答えを与えていない。そこで以下本稿では、言語行為としての安全保障化の特性を理解するため、コペンハーゲン学派による言語行為分析の哲学的基礎とその制度分析への応用可能性を検討する。第一に、同学派が依拠する英国の哲学者J・L・オースティン(John L. Austin)の言語行為論(あらゆる発語や発話を命令や約束などの行為の遂行として捉える理論)に基づき、言語行為としての安全保障化理論とその特徴を概説し、先行研究における批判をふまえ、言語行為論による安全保障化の理論の研究意義について確認する(2節)。第二に、オースティンの理論をその問題点の指摘

と修正によって精緻化した米国の哲学者 J・R・サール (John R. Searle) による言語行為の分類法を用いて、安全保障化がいかなる種類の言語行為であるのかを解き明かす (3 節)。第三に、言語行為としての安全保障化の理論と、言語行為論の応用・発展としてサールが展開している、社会における制度の基礎理論としての「社会存在論 (social ontology)」との接続を示す。そのうえで、言語行為としての安全保障化の理論から現代日本で進む経済領域の安全保障問題化と経済安全保障の制度化を分析する可能性とその意義を探索し (4 節)、本稿が示す研究の方向性とその含意や今後の課題について議論する (5 節)。

2 コペンハーゲン学派による安全保障化の理論

——J・L・オースティンによる言語行為の三類型からの再考

「安全保障化 (securitization; 安全保障問題化)」の概念を編み出したコペンハーゲン学派は、コペンハーゲン平和研究所における欧州安全保障の非軍事的側面に関する研究プロジェクトを通じて、バリー・ブザン (Barry Buzan) やオーレ・ヴェーヴァー (Ole Wæver) を中心として理論枠組が構築されてきた⁶⁾、現代安全保障研究の一学派である。当該学派の最大の特徴は、まさしく安全保障化論にあるとされる⁷⁾。

安全保障化は、安全保障問題を提示する話し手たる「主体」が、「いかなる客体 (安全保障化の「指示対象」) にとって、どのようなイシュー (issue) が、安全保障上の「脅威」つまり非常手段の行使が正当化される安全保障問題であるのか」についての言説を提示し、その言説を「聴衆 (audience)」が積極的ないし消極的に受容することで成功 (成立) する⁸⁾。安全保障化の概念を提起することは、国防や軍事の領域を主として論じてきた従来の伝統的な安全保障研究に対し、環境・経済・社会 (文化やアイデンティティほか) などの非軍事的領域で安全保障問題が提起・構成される動きを追うことを可能にする。現在では、感染症・移民・越境犯罪・テロ・宗教など多様なイシューや領域の安全保障問題が構成される過程などを解き明かすために、同理論が活用・参照されている⁹⁾。

コペンハーゲン学派の安全保障化理論がもつ特徴は多々あるが、ここでは本稿の主旨に従い以下の三つの論点に絞って取り上げたい。第一は、経済などの非軍事のセクターを含む安全保障理論の構築と研究を可能にした点である。第二は、通常政治問題のレベルにおいては正当化困難な非常手段が正当化される安全保障問題が、客観的基準に従ってではなく「社会的に構成される¹⁰⁾」ことを示した点が挙げられる。いかなる理論も「何が真の脅威か」を定める客観的基準を未だ提供しておらず¹¹⁾、実際には安全保障化の主体が当該社会のなかで発語を成功裡に遂行できる権威を有しているかどうかなどの条件が、安全保障問題の形成の可否を決定するためである。加えて、安全保障化論に基づく、逆にあるイシューが非常手段の正当化され

る安全保障問題ではなくなり、通常政治過程において対処する政治問題へと引き下げられる「脱安全保障化」(desecuritization)の可能性を探ることができる。そして、第三は、安全保障をめぐる言説の分析方法を現代の言語哲学に基づいて理論化している点である。本節では、この最後の点について詳述する。

安全保障化論は、言語哲学や分析哲学の領域において展開されてきた言語行為論¹²⁾に基礎をおく。言語行為論に連なる発想は20世紀以前の哲学においても見られるが¹³⁾、同理論の明確な創始者はやはりJ・L・オースティンに違いなく、コペンハーゲン学派の安全保障化論においてもその理論的核心として参照されている¹⁴⁾。それでは、言語行為はオースティンによってどのように理論化されたのか。

オースティンは周知のように、言語行為を次の三類型に整理した¹⁵⁾。第一は、意味のある発語(発話)をすることそのものである「発語行為(locutionary act)」、第二は、何かを言うことに「おいて(in)」何かをなすこと(命令・約束・結婚などを遂行すること)である「発語内行為(illocutionary act)」、そして第三は、何かを言うことに「よって(by)」何かをなすこと(聞き手に対して何らかの効果を与えること)である「発語媒介行為(perlocutionary act)」である。オースティンによると、「発語内行為は慣習的(conventional)な行為であり、ある慣習に一致する仕方ではなされる行為である¹⁶⁾」とされ、発語媒介行為と区別される。コペンハーゲン学派において言語行為としての安全保障化理論の構築を中核的に担ったヴェーヴァーは¹⁷⁾、安全保障化の発話を「発語内行為」として規定し論じている。

発語内行為として安全保障化を認識する同学派に対しては、聞き手つまり「聴衆」の特徴的な役割を見逃してしまっているのではないかとの批判が提起されており¹⁸⁾、聴衆の受容や反応を重視して安全保障化を「発語媒介行為」の観点を含めて把握し分析しようとする動きもある¹⁹⁾。近年の安全保障化研究では、そもそも安全保障問題の社会的な構成過程を言語行為として理解する上記学派の認識に根本的な批判が投げかけられ、言語行為を超えた、より広い視野からの分析が必要視されるようになってきている²⁰⁾。具体的には、生命に関わる安全保障問題であると提起する発話自体が社会的に抑圧され「沈黙」を強いられているジェンダーの諸問題が、同学派の研究課題から欠落していることなどが疑問視されてきた²¹⁾。それでは、言語行為、とりわけ発語内行為としての安全保障化は、不十分な分析概念として棄却されるべきなのだろうか。

発語内行為としての安全保障化の理論は、しかし、例えば以下の論点や含意を浮き彫りにしうる。第一に、非常手段を正当化する安全保障上の「脅威」は、当該社会で受け容れられている「慣習」によって安全保障上の問題を提起するに足る立場にあるとされる安全保障化の主体(多くの場合は国家の指導者)によって構成される点である。安全保障化の言説の聴衆(国民)が多様な反応を自由に示すことができる自由民主主義的政治体制下の社会においては、聴

衆の反応を分析することに確かに意義があるだろう。だが、自由で裏表のない聴衆の反応が見られるとは限らない非自由民主主義ないし権威主義の体制の場合は、聴衆の反応よりも、安全保障問題の提起の動きそのものとそれを可能にする慣習やルールなどの「適切条件²²⁾」に注目する発語内行為としての安全保障化論が求められる。実際に同理論は中国にも適用可能であり²³⁾、自由民主主義体制と異なる権威主義体制をめぐる国際政治の問題が前面化する今日において、同理論による安全保障問題の構成過程の分析が肝要といえるだろう。

第二に、同理論は、ある社会で何が脅威とされるのかを説明する知識人や教育者が安全保障化の主体となりうることを示唆する点である²⁴⁾。安全保障や国際関係などの研究者が、慣習に依拠した自らの地位に基づく言説により脅威を生産・再生産してしまう危険性に自覚的な安全保障化の理論は、経済安全保障や大国間の軍事対立のほか、感染症や気候変動問題などの多様な安全保障問題の渦中にある研究者らが、どのような地位に基づき「いかなる発話をしているのか」を問い直す必要を明確化するものである。

そして第三に、同理論は、政治権力の根源的な要請とその権力の維持や拡大に直結する安全保障問題が、慣習に依拠した発話それ自体によって作り出されることを明らかにする点である。安全保障化は「内なる平和を脅かす敵を名指ししながら、自らの主体性を構成していく主体化の政治過程²⁵⁾」であるならば、その過程を暴き出す安全保障化の理論は、安全保障化の言語行為がその主体を構成・再構成するパワーとは何かについて解き明かす視角を提供しうるのでないか。なるほど確かに、安全保障化と政治化（ある 이슈が通常政治過程で対処される政治問題となること）の線引きは曖昧であることが指摘されており²⁶⁾、言語行為に主眼を置く安全保障化論は、実際の社会・政治過程の分析に際して理論的単純化の課題を抱えているといえる。しかしながら、安全保障問題が社会的に構成される複雑な過程のなかで、ある問題について、「誰」が「いかなる発話をしているのか」あるいは「していないのか（沈黙しているのか²⁷⁾）」を見ようとする同理論の視座は、権力のありかとありようを照射し浮かび上がらせうるのではないか。コペンハーゲン学派が明言したとおり、「安全保障化の研究は、概念の権力政治についての研究²⁸⁾」だからである。現今の世界が直面する感染症の世界的流行・核兵器・環境破壊・人の国際移動などをめぐる問題とそれが浮き彫りにした権力構造についても、コペンハーゲン学派が展開した理論の視座から再考できよう。

本節では、コペンハーゲン学派の提起する言語行為としての安全保障化が、オースティンの三類型における発語内行為に該当すること、および、発語媒介行為ではなく発語内行為として安全保障化を捉え分析する意義について概観してきた。それでは、安全保障化はいかなる種類の発語内行為なのか、また他の発語内行為に対しどのような特徴を有しているのか。次節では、これらの問いについて、J・R・サールの言語行為論を参照することで考えてみたい。

3 発語内行為としての安全保障化の論理

——J・R・サールによる発語内行為の分類法からの再考

言語行為のなかでも発語内行為として遂行される安全保障化は、どのような種類の発語内行為に分類されるのか。発語内行為は、オースティンに継いで哲学的理論としての言語行為論と言語行為の分類法を発展させたJ・R・サールによると²⁹⁾、とりわけ主張や陳述などの「断言型 (Assertives)」、命令や要求などの「指令型 (Directives)」、約束や宣誓などの「拘束型 (Commissives)」、感謝や祝福などの「表現型 (Expressives)」、そして結婚や命名などの「宣言型 (Declarations)」に分類できるとされる³⁰⁾。

安全保障化理論の主要な先行研究においては³¹⁾、安全保障化はその基礎となる複数の言語行為 (elementary speech acts) の連続 (sequence) によって構成され、安全保障化を構成する連続した言語行為の種類や目的などの違いにより多様な安全保障化の系 (strands of securitization) がありうるということが論じられている。そのような視点からは、コペンハーゲン学派のいう安全保障化 (安全保障問題の設定とそれに対応するため遂行される非常手段の正当化) は、「主張 (claim)」と「警告 (warn)」、そして「提案 (suggest)」または「要求 (request)」の一連の言語行為によって構成され、最後の発語内行為 (提案や要求) の種類から「指令型 (Directives)」として特徴付けられる。以上の捉え方は、はたして安全保障化の言語行為の本質を把握しうる見方であるといえるだろうか。発語内行為としての安全保障化の特徴と本質についてさらに掘り下げるため、本節では以下、オースティンが成した発語内行為の分類を理論としてさらに洗練させたサールによる発語内行為の分類法とその基準を採用して再検討することしよう。

サールは理論的洗練のため、とりわけ言葉と世界との間の「適合方向 (the direction of fit)」の違いを分類の指標として導入している³²⁾。これは言葉と世界との対応関係を示すものであり、ある発語内行為がその言葉を世界に合わせようとしているのか、あるいは世界を言葉に合わせようとしているのかによって、適合方向は二分される。前者の場合は「言葉を世界に (word-to-world)」適合させる方向となり、陳述・記述・主張・説明などの発語内行為が含まれる。後者は「世界を言葉に (world-to-word)」適合させる方向となり、要求・指令・誓約・約束などの発語内行為が含まれる³³⁾。発語内行為は、これら二つの適合方向の有無によって大きく四つに分類される。第一は二つの適合方向をともに有しない発語であり、第二は「言葉を世界に (word-to-world)」の適合方向を有する発語、第三は「世界を言葉に (world-to-word)」の適合方向を有する発語、そして第四は二つの適合方向をともに有する発語である。これらの四つのパターンをそれぞれ詳しく確認することで、(経済の) 安全保障化はいずれの適合方向を有するのかを明らかにし、どのような種類の発語内行為に分類可能であるのかを析出したい。

第一に、二つの適合方向をともに有しない発語内行為は「表現型 (Expressives)」として類型化される。例えば、感謝・謝罪・歓迎などの言葉を発することは、話し手が自らの感情を表現する行為の遂行にすぎず、言葉と世界を適合させようとしているわけではないためである³⁴⁾。経済安全保障に関わる「表現型」の発語内行為として、「供給網の断絶は恐ろしい」などの発話が挙げられるが、これはあくまで話し手の恐怖の感情を表現する行為であり、経済問題を安全保障問題とする安全保障化の発語は「表現型」の発語内行為には該当しない。

第二に、「言葉を世界に (word-to-world)」の適合方向を有する発語内行為は「断言型 (Assertives)」として類型化される。これに含まれる陳述・記述・主張・断言・説明などの行為は、言葉によって世界の事実を示すことであり、話し手が自らの言葉を世界のほうに合わせる行いである³⁵⁾。経済安全保障に関わる「断言型」の発語内行為として、「供給網の断絶は日本経済の破壊を意味する」とか「先端技術の国外流出は国内産業や国防にとって致命的である」などの主張が挙げられよう。これらは確かに、経済を安全保障問題とする安全保障化の発語の一部をなすものである。しかし、経済問題を政治問題から安全保障問題に引き上げる動きは、経済問題が国民の生命や国家の存続にとって致命的となる事実を主張する行為だけではなく、当該の問題が通常の政治問題の次元では取られることのない非常手段を正当化する安全保障問題である事態を新たに作り出す行為を含んでいる。この点について検討するため、世界の変化をもたらす種類の発語内行為について考えてみよう。

第三の「世界を言葉に (world-to-word)」の適合方向を有する発語内行為は、発語そのものによって世界に直接の変化をもたらそうとする行為であり、「指令型 (Directives)」と「拘束型 (Commissives)」の発語内行為が該当する。前者に含まれる命令・要求・嘆願・招待・忠告などの行為は、話し手が自らの言葉によって聞き手 (他者) の行為を直接変容させようとすることであり、また後者に含まれる約束や宣誓などの行為は、話し手が自らの言葉 (約束すること) によって聞き手 (他者) に対し話し手 (自己) が未来にある行為 (約束した内容など) の遂行を直接保証することである。これらはいずれも、世界 (他者の行為や自己の未来における行為) のほうを話し手の言葉に合わせようとする行いである³⁶⁾。経済安全保障に関わる発語内行為のうち、「指令型」としては政府内部での「供給網の断絶を防ぐ対策を制定せよ」との命令や政府外部に対する「供給網の断絶を防ぐ対策が必要だ」との要求や忠告などが、「拘束型」としては「政府は供給網の断絶を防ぐことを約束する」などの政府 (とくに国家指導者) による国民に対する約束が各々挙げられよう。こうした発語内行為は、経済安全保障に関わる政策決定過程において登場しうる発語ではあるが、経済問題を新たな安全保障問題として取り扱う行為そのものである安全保障化の動きではなく、寧ろその動きに付随して、とくに安全保障化の成功後に発せられるものである。よって、安全保障化それ自体は「指令型」や「拘束型」の行為とは言い難い。「指令型」の発語内行為に分類する先述の先行研究の見解は、新たな安全

保障問題を設定する行為としての安全保障化の本質を幾分等閑視してしまっているように思われる。

第四の二つの適合方向をともに有する発語は、「宣言型 (Declarations)」として類型化される。これに含まれる議長の指名・船の命名・宣戦布告などの行為は、発語により世界に直接の変化（新たな議長の選任・船名決定・開戦など）をもたらす行為であると同時に、その発語が作り出した世界の実事（議長名・船名・戦争勃発など）を示す行為でもあるため、「世界を言葉に (world-to-word)」と「言葉を世界に (word-to-world)」の双方の適合方向を有する行為である³⁷⁾。経済安全保障に関わる「宣言型」の発語内行為として、「供給網の断絶は国民の生活を破壊する安全保障上の問題である」との発語が挙げられる。こうした経済問題を国民や国家の存続に対する脅威として安全保障問題に引き上げる動きこそ、まさしくコペンハーゲン学派が分析してきた安全保障化の発語であり、現在の日本で遂行されている経済安全保障の動きである。以上の検討をふまえると、安全保障化は「宣言型」の発語内行為に分類できるのである。

さらに探究を続けてみたい。安全保障化の動きは、一般に「ある事実を示すこと」で脅威を名指しし、それによって「安全保障問題の設定」が同時に遂行される行為であると考えられる。経済安全保障に関しては、例えば「供給網の断絶は、国民の生活を破壊するため脅威であり、安全保障上の問題である」や「先端技術の国外流出は、国民生活や国防に致命的なダメージを与えるため脅威であり、安全保障上の問題である」などの発語が例示できる。このうち、脅威の名指しに当たる部分の発語には、供給網の断絶や技術の国外流出がもたらす事実についての主張や説明が含まれており、こうした事実の主張や説明によって当該事象が脅威である「理由」が示されることで、安全保障問題の設定は成功することになる。（話し手の主観的な事実認識に基づくものであっても）脅威と名指しする理由についての主張や説明を一切含まずに、安全保障問題が設定させることは考えにくい。よって、安全保障化の動きは概して、先に見た「断言型 (Assertives)」の発語内行為としての特徴も有することになろう。こうした「断言型」の特徴を有した「宣言型」の発語内行為を、サールは宣言型のサブクラスとして「断言宣言型 (Assertive declarations)」と呼称し区別している³⁸⁾。ここには例えば、裁判官や野球審判が、犯罪の証拠やストライクの事実を述べることで、その事実を理由として「有罪判決」や「アウト判定」などの新たな世界の事実を作り出し、また同時にその新たな世界の事実（有罪やアウトなど）を言明する行為を遂行することが含まれる³⁹⁾。すでに論じてきたとおり、安全保障化もまた、ある事実の主張によって脅威を名指しし、それを理由として新たな安全保障問題を設定するとともにその安全保障問題の存在を言明することである。したがって、安全保障化は厳密には「宣言型」のうち「断言宣言型 (Assertive declarations)」に分類できよう。

「宣言型」ないし「断言宣言型」の発語内行為として安全保障化を理解することで、いかなるその特徴や本質が明らかとなるのか。第一に、裁判やスポーツに基づく慣習やルールが、判

決や判定を（聴衆である裁判関係者や傍聴人、選手や観客らの判断とは無関係に）成立させる裁判官や審判の場合と同様に、個別の安全保障化に対する聴衆の反応よりも、安全保障問題の提起についての社会の慣習やルールによって、安全保障化の遂行の成否が定まることである。この点から、第二に、当該の慣習やルールによって安全保障問題について判断を下す権威や地位を有する者が、安全保障化の主体となりうることである。裁判官や審判が司法や競技の専門知識を有することを証する試験によって資格を得た者に限定されることと類似して、安全保障化の主体は、安全保障に関わる専門的な知識や情報を有すると一般的に当該社会で認められている地位にある政治家や専門家あるいはジャーナリストらがとりわけ該当しうる。かくして、安全保障化のありようは、国家（政府）・専門家・メディアなど社会内の既存の権力のあり方と表裏一体であることが判然となる。そして第三に、裁判官や審判が法制度や競技規則などの制度に依拠して言語行為を遂行するとともに、その行為によって制度の持続およびその制度に依拠する裁判官や審判の地位の保持を可能とすることと同じく、安全保障化は安全保障問題に対応する権限を有する主権国家の法制度などに依拠して遂行され、またその安全保障化によって法制度の持続やそれに依拠する権力者らの地位の保持が可能となることである。しかも、安全保障問題は国家全体や国民の生命にかかわる主権国家や国民国家にとって最高度の問題であることから、その問題を提起する地位にある者は、当該国家の公的な諸制度の制定や改定にも直接関わる者、すなわち国家の指導者や政治家などであることが想定される。そのため、安全保障化の主体は一般に、安全保障化の遂行を可能にする制度や安全保障化の成功後に制定される安全保障問題への対応のための制度を左右する地位にもあるといえる。

上述の議論に従えば、人々の生存の危機につながる数多ある問題のなかで、特定の問題が非常手段を正当化しうる安全保障問題とされることは、国家指導者など権力や権威を有した特定の地位にある安全保障化主体の任意あるいは恣意的な判断によるものであることが析出される。ここから、ある 이슈が生存の危機につながる事実を提示することと、それが（とくに他の 이슈を差し置いて）非常手段を正当化する脅威かつ安全保障問題であることとの間には、論理的必然性はなく、論理の「飛躍や間隙（gap）」が存することが明白となる。前者の事実について主張することで後者の安全保障問題を設定する「断言宣言型」の発語内行為たる安全保障化は、社会のなかで慣習的に（ルールに基づき）安全保障問題の提起に相応しいと想定された地位に属する（権力や権威を有する）主体によって遂行されることで、その「飛躍や間隙」を慣習やルールおよび権力や権威が穴埋めしているものと分析できる。以上の特徴は、前節で詳説した発語内行為としての安全保障化の理論が浮き彫りにする論点や含意と合致するとともに、それらをさらに詳しく明確化し理論的に裏付けるものである。かくして、安全保障化の言語行為論的な分析にあたっては、当該の社会において上述の地位にあると認められる主体の動きに注目すること、またそのような主体による安全保障化の遂行と当該社会の権力構造や

制度とがいかに連関しているかを明らかにしていくことが肝要となるのである。

4 経済領域における安全保障化の言語行為分析 ——現代日本の経済安全保障の制度化をめぐる

発語によって安全保障問題の形成を行う発語内行為として安全保障化をみるコペンハーゲン学派の観点からは、現代日本における経済安全保障の問題化と制度化、すなわち2020年頃からの日本において経済の安全保障化を政府が公式かつ本格的に開始する動きについて、どのように分析できるのか。前節までに示された安全保障化の言語行為分析の方法に基づき、本節ではこの問いについて考察する。

「経済安全保障」は周知のとおり、21世紀の今日において新たに出現した概念ではなく、安全保障論や国際関係論およびそれに隣接する学問領域でコペンハーゲン学派が初めて案出した概念でもない。日本においては、国際政治の観点から経済事象についても重視していた高坂正堯によって⁴⁰⁾、既に1978年の論稿「経済安全保障の意義と課題⁴¹⁾」のなかで経済安全保障の概念と論点が考察されている。「経済」自体が抽象的で幅広い意味内容を有する語であるため経済安全保障の概念は多義的・論争的であり⁴²⁾、今日では「エコノミック・ステイトクラフト」の概念とともに語られることも増えてきており両概念の相違や関連などが問題となっている⁴³⁾。そのため、経済安全保障の語によって安全保障化の主体が実際にいかなる具体的な経済事象を安全保障問題として取り扱おうとしているのかをみるのが、経済の安全保障化の実態を分析するうえでまず必要となる。以下、この点に留意して、安全保障化の主体としての2020年以降の日本の政府とくに内閣総理大臣による公式発言と法整備の動きを分析することにした。

2020年の後半には、とりわけ菅義偉内閣総理大臣による「第203回国会での所信表明演説」(2020年10月26日)において、「外交・安全保障」の項目のなかで以下のとおり経済安全保障の語が用いられていた⁴⁴⁾。

「世界経済が低迷し、内向き志向も見られる中、率先して自由で公正な経済圏を広げ、多角的自由貿易体制を維持し、強化していきます。日英の経済連携協定を締結し、日系企業のビジネスの継続性を確保します。また、経済安全保障の観点から、政府一体となって適切に対応していきます。」

また、翌年の「第204回国会での施政方針演説」(2021年1月18日)においても、「外交・安全保障(我が国防衛と経済安全保障)」と題した項目のなかで次のように言明されている⁴⁵⁾。

「厳しさを増す安全保障環境の中で、我が国の領土、領海、領空、そして国民の命と平和な暮らしを守り抜くことは、最も重い使命です。ミサイルの脅威に対応するため、イージス・システム搭載艦を整備するとともに、抑止力の強化について、引き続き、政府内で検討を行います。経済安全保障の確保に、政府一丸となって取り組みます。安全保障上重要な防衛施設や国境離島を含め、国土の不適切な所有、利用を防ぐための新法を制定します。」

以上の二演説では、経済安全保障の語は登場するものの、その具体的な内実については殆ど明確化されていない。実際に、同語の内実を示し、経済の安全保障化を本格化させる動きは、2021年10月8日の「第205回国会における岸田内閣総理大臣の所信表明演説」に求めることができる⁴⁶⁾。同演説の「成長戦略」の項において、政府の課題としての経済安全保障が以下のように明示的かつ具体的に語られている。

「第三の柱は、経済安全保障です。新たに設けた担当大臣の下、戦略物資の確保や技術流出の防止に向けた取組を進め、自律的な経済構造を実現します。強靱なサプライチェーンを構築し、我が国の経済安全保障を推進するための法案を策定します。」

そのうえで、同演説では「外交・安全保障」の項において経済安全保障について次のように触れられている。

「我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、我が国の領土、領海、領空、そして、国民の生命と財産を断固として守り抜きます。そのために、国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の改定に取り組みます。この中で、海上保安能力や更なる効果的措置を含むミサイル防衛能力など防衛力の強化、経済安全保障など新しい時代の課題に、果敢に取り組んでいきます。」

上記の演説において、経済分野の安全保障上の課題として戦略物資の確保・技術流出の防止・自律的経済構造の実現・強靱な供給網の構築が具体化され、また軍事面の国防と関連する安全保障問題として経済安全保障の語が使用されている。当該演説ののち、岸田内閣は経済安全保障を推進するための法律の策定を目指し、2022年5月11日には「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）」、通称「経済安全保障推進法」が成立した。同法の第一条でその目的が下記のように定められている。

「この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するた

めには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度を創設することにより、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。」

以上に記されているように、「国際情勢と社会経済構造の変化」を理由として、「経済活動に関して行われる国家・国民の安全を害する行為を未然に防止すること」が「安全保障」のために重要であることが明言されており、それゆえに安全保障の推進のための一体的な経済施策を講ずる基本方針を定めることが宣言されている。よって同法の制定は、日本社会において安全保障問題を提示する権威を有した安全保障化の主体としての「日本政府（岸田内閣）」が、客体である「日本の国家と国民」にとって安全を害する脅威となる「経済活動に関して行われる行為」を防止することを宣言する、安全保障化の具体的な動きであると指摘できる。また同法では同時に、安全保障問題への具体的な対応策として複数の新たな制度の創設が規定されている。日本政府・内閣府は、同法によって「重要物資の安定的な供給の確保、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、先端的な重要技術の開発支援、特許出願の非公開に関する4つの制度を創設した」と説明している⁴⁷⁾。これらはいずれも、自由市場経済や情報公開を前提とする（自由民主主義国家たる現代日本の）通常の問題のレベルにおいては正当化し難い「国家による市場への介入や情報の非公開」などを含みうるものであり、政治問題を越えた非常手段が正当化される安全保障問題であると明言することで制度化されたものであるといえる。「経済活動に関連する安全を害する行為を未然に防止する重要性の増大」の主張は、しかし、「経済問題は非常手段が正当化される安全保障問題であること」の宣言に、論理必然的には直結しない。前者の主張から後者の宣言を引き出す（どの程度の重要性の増大が非常手段を正当化するのかなどを示す）客観的基準が明瞭ではないためである。ここに、前節で別出した論理の「飛躍や間隙」と、それを慣習や権力などが穴埋めする「断言宣言型」の発語内行為たる安全保障化の特性が見出されよう。

現代日本における経済の安全保障化と経済安全保障に関する制度化の連続した上述の動きについて、宣言型（ないし断言宣言型）の発語内行為として安全保障化を捉える本稿の観点からいかに分析できるだろうか。再度、J・R・サールの哲学的理論を引いてみよう。サールは自らの言語行為論⁴⁸⁾に基づいて、社会の制度がいかんして形成されるのかを解明する社会（的）存在論（social ontology）を展開している⁴⁹⁾。サールによると、宣言型の発語内行為は、「XはCにおいてYとみなされる」として定式化される「構成的規則（constitutive rules）」の形式に

沿ったものであり、同形式に則った発語や表象（例えば「選挙人の過半数の票を得た候補はアメリカ合衆国において大統領とみなされる」など）が社会における様々な制度（政府・貨幣・企業・大学・スポーツなど）を創出しているとされる。以前に本稿の筆者が分析したとおり⁵⁰⁾、当該理論は国家（政府）を他の諸制度を統制する最も強力な中核的制度として取り扱っているため、国際社会や国際関係においても適用可能であり、政府による安全保障問題の提示とそれによる制度の制定の動きについても同理論を適用できよう。宣言型の特徴をもつ安全保障化は、前節で論じたように、国家の法制度など既存の制度に基づくと同時にその制度の制定や改変が可能な地位にある者によって遂行されるが、サールの社会存在論に従うと、安全保障化の遂行自体が何らかの新たな制度（非常手段をとる権限を政府に付与する法令など）を生み出す力を有していることが判明する。制度に基づきつつ制度を生成・維持・改変しうる宣言型の発語内行為として安全保障化を捉えることで、本節で確認した経済の安全保障化と経済安全保障の制度化とがなぜ連続して成立しえたのか、またより広く安全保障化（安全保障問題の提示）の動きと当該の安全保障問題に対応する非常手段の制度化が連続的に起こるメカニズムや条件について詳らかにすることが可能となる。それでは、国民の生存を脅かしうる現代日本の経済問題は他にも様々にありうるにもかかわらず、なぜ先述の四つの問題に対応する制度が具体的に定められたのか。非常手段を正当化する安全保障問題の設定と、それに対応するための具体的な制度の創出との間にも、前節で指摘したような論理の「飛躍や間隙」が存している。経済問題が安全保障問題に引き上げられることと、多種多様な経済問題のうち具体的に四つの問題に対応する制度が非常手段として法制化されることとの間にある論理の「飛躍や間隙」もまた、まさしく宣言型の発語内行為を成功裡に遂行できる地位にある主体が制度上・慣習的に有すると認められている権力や権威によって、穴埋めないし架橋されているのである。安全保障化の言語行為分析は制度の分析へと接続可能であって、あるイシューについての事実の提示・そのイシューの安全保障問題化・当該の安全保障問題への対応の制度化の間にはそれぞれ論理の「飛躍や間隙」があり、それを既存の慣習・ルール・権力・権威が架橋していること、したがって安全保障化は既存の権力構造のうえに成り立つと同時に権力構造の持続や構成に結びついていることが、本節までの議論から明らかとなろう。

5 おわりに

本稿では、コペンハーゲン学派の安全保障化理論を先行研究による批判をふまえ再検討することで、安全保障化を言語行為として捉える理論がもつ研究上の有用性と、具体的事例としての現代日本の経済安全保障について分析するうえでの同理論の有意性を論じてきた。安全保障化は、オースティンによる言語行為の三類型なかでも「発語内行為」として捉えられること、

またサールによる分類法における「宣言型（ないし断言宣言型）」の発語内行為として理解可能であること、そして宣言型の発語内行為は制度に依拠しつつその制度を生産・再生産するものであることが析出された。サールの社会存在論では「宣言型」の発語内行為の特徴である「構成的規則」の形式による発語や表象が様々な制度を成立させることが論じられており、同論の観点から安全保障化の発語が制度の創出や改変とも直接に結びつくことが示された。

以上の理論的視点の導入により、2020年代初頭の日本における経済問題を安全保障問題へと引き上げる動きとそれに連続して成立した経済安全保障の法制度化の動きを総合的に把握することが可能になり、それらの動きを成功させる安全保障化の主体の条件や一連の動きに潜在しう権力構造の問題に迫りうる可能性が明らかとなった。本稿での考察から、安全保障の問題化と制度化を統合的に把握し分析する理論を構築して安全保障化の研究を進める方向性が示唆される。本稿はその端緒について論じてきた理論研究の序説ないし中間的報告に過ぎず、ここで示された研究の方向性について、より様々なイシュー・事例・論点について取り上げることとその理論的妥当性を検証していくことが今後も求められよう。

コペンハーゲン学派については、アジアを含む非西洋圏へのその理論の適用可能性をめぐる議論が近年進みつつあるが⁵¹⁾、日本の事例についての研究は未だ少数に止まっていることが指摘されている⁵²⁾。本稿が、現代日本における経済分野の安全保障化に関する事例研究を進めるうえでの一助となれば幸いである。

謝辞

本研究は、2021年度および2022年度関西外国語大学 IRI 共同研究プロジェクトの助成を受けたものです。本稿に関して貴重なコメントを寄せて頂いた、匿名査読者の先生方に感謝申し上げます。

注

- 1) Baldwin 2020.
- 2) Fjäder 2018.
- 3) 岸野 2021b。
- 4) 國分 2020、鈴木 2021。
- 5) Buzan et al. 1998.
- 6) 塚田 2013、57頁。なお、ブザンは現代における国際関係論の英国学派の主要人物でもあり、両学派の架橋による安全保障研究の可能性についても言及している (Buzan 2017)。

- 7) Buzan & Hansen 2009, p. 36.
- 8) Buzan et al. 1998, pp. 23-42.
- 9) Balzacq 2010; Butler 2019.
- 10) Buzan et al. 1998, p. 31.
- 11) Buzan et al. 1998, p. 30.
- 12) cf. 野家 1993。
- 13) とりわけ具体的には、18世紀ブリテンの哲学者デイヴィッド・ヒューム (David Hume) による「約束」とは何かをめぐる議論などが挙げられる (秋元 1989)。
- 14) Vuori 2017, p. 66.
- 15) Austin 1962.
- 16) Austin 1962, p. 105.
- 17) Wæver 1995.
- 18) Balzacq 2005; Balzacq 2010, p. 19.
- 19) cf. Vuori 2017.
- 20) Butler 2019.
- 21) Hansen 2000; Butler 2019, p. 42.
- 22) cf. Vuori 2017, p. 65.
- 23) Vuori 2008.
- 24) 塚田 2017。
- 25) 土佐 2016、218頁。
- 26) Butler 2019, p. 168.
- 27) 「沈黙」の積極的な役割や意味については、Guillaume (2018) による分析を参照。
- 28) Buzan et al. 1998, p. 32.
- 29) Searle 1979.
- 30) なお、一つの発語は複数の種類の発語内行為を包摂しうる (Searle 1979, p. 28)。例えば「明日は雨が降ります」の発語は、明日の天気を「陳述」・「主張」すること (断言型) と同時に、明日は傘を持参したほうがよいことを「提案」する行為 (指令型) を遂行しているといえよう。
- 31) Vuori 2008, p. 76.
- 32) Searle 1979, p. 3.
- 33) Searle 1979, p. 4.
- 34) Searle 1979, p. 15.
- 35) Searle 1979, pp. 12-3.
- 36) Searle 1979, pp. 13-4.
- 37) Searle 1979, pp. 16-9.
- 38) Searle 1979, p. 20.

- 39) Searle 1979, pp. 19-20.
- 40) cf. 岸野 2017。
- 41) 高坂 2000、595-618頁。
- 42) 納家 1999、長谷川 2006; 2013、落合 2007、中村 2020、高木 2021。
- 43) 國分 2020、鈴木 2021; 2022。
- 44) 首相官邸「令和 2 年10月26日 第百三回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説」、
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2020/1026shoshinhyomei.html、2022年 3 月 1 日最終
アクセス確認。
- 45) 首相官邸「令和 3 年 1 月18日 第百四回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説」、
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0118shoshinhyomei.html、2022年 3 月 1 日最終
アクセス確認。
- 46) 首相官邸「令和 3 年10月 8 日 第百五回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説」、
www.kantei.go.jp/jp/100_kishida/statement/2021/1008shoshinhyomei.html、2022年 3 月 1 日 最 終 ア
クセス確認。
- 47) 内閣府「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推
進法）」、https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/index.html、2022年10月28日最終アクセス確認。
- 48) Searle 1969; 1979.
- 49) Searle 1995; 2010.
- 50) 岸野 2021a。
- 51) Kapur & Mabon 2018; Acharya 2006.
- 52) 大山 2022、61頁。

主要参考文献

【邦語文献】

- 秋元ひろと（1989）「ヒューム道徳哲学における実践とコンヴェンションの概念——ヒュームの約束論に
そくして」『イギリス哲学研究』12巻、5 -16頁。
- 大山貴稔（2022）「セキュリティゼーション」南山淳・前田幸男編『批判的安全保障論——アプローチと
イシューを理解する』法律文化社。
- 落合浩太郎（2007）「経済安全保障」赤根谷 達雄・落合 浩太郎 編著『「新しい安全保障」論の視座 増補
改訂版』亜紀書房。
- 岸野浩一（2017）「高坂正堯——多様性と限界性の国際政治学」初瀬龍平・戸田真紀子・松田哲・市川ひ
ろみ編著『国際関係論の生成と展開——日本の先達との対話』ナカニシヤ出版。
- 岸野浩一（2021a）「国際社会における制度の存在論的分析へ向けて——言語行為と制度としての勢力均衡

をめぐって」『研究論集』114号、195-206頁。

岸野浩一（2021b）「経済的相互依存」小田桐確 編著『戦争と平和ブックガイド——21世紀の国際政治を考える』ナカニシヤ出版。

高坂正堯（2000）「経済安全保障の意義と課題」『高坂正堯著作集 第7巻』都市出版。

國分俊史（2020）『エコノミック・ステイトクラフト——経済安全保障の戦い』日本経済新聞出版。

鈴木一人（2021）『エコノミック・ステイトクラフトと国際社会』村山裕三 編著『米中の経済安全保障戦略——新興技術をめぐる新たな競争』芙蓉書房出版。

鈴木一人（2022）「検証 エコノミック・ステイトクラフト」『国際政治』205号、1-13頁。

高木綾（2021）『安全と繁栄のディレンマ——米中関係にみる両用技術の政治経済学』溪水社。

塚田鉄也（2013）「安全保障化——ヨーロッパにおける移民を事例に」大矢根聡編『コンストラクティヴィズムの国際関係論』有斐閣。

塚田鉄也（2017）「社会の安全保障——その理論的・政治的含意」『桃山法学』26号、87-107頁。

土佐弘之（2016）『境界と暴力の政治学——安全保障国家の論理を超えて』岩波書店。

中村直貴（2020）「経済安全保障——概念の再定義と一貫した政策体系の構築に向けて」『立法と調査』428号、118-131頁。

納家政嗣（1999）「経済安全保障論の意義とその展開」納家真嗣・竹田いさみ編『新安全保障論の構図』勁草書房。

野家啓一（1993）『言語行為の現象学』勁草書房。

長谷川将規（2006）「経済安全保障概念の再考察——経済的価値、脅威、手段」『国際安全保障』34巻1号、107-130頁。

長谷川将規（2013）『経済安全保障——経済は安全保障にどのように利用されているのか』日本経済評論社。

【英語文献】

Acharya, Amitav. 2006. "Securitization in Asia: Functional and Normative Implications", *Non-Traditional Security in Asia: Dilemmas in Securitization*, eds. by Caballero-Anthony, Mely, Emmers, Ralf & Acharya, Amitav. Routledge.

Austin, J. L. 1962. *How to Do Things with Words*. Oxford University Press. (坂本百大 訳 (1978) 『言語と行為』大修館書店、飯野勝己 訳 (2019) 『言語と行為 いかにして言葉でものごとを行うか』講談社。)

Baldwin, David A. 2020. *Economic Statecraft*, New Edition. Princeton University Press.

Balzacq, Thierry. 2005. "The Three Faces of Securitization: Political Agency, Audience and Context", *European Journal of International Relations*, 11 (2), 171-201.

Balzacq, Thierry ed. 2010. *Securitization Theory: How Security Problems Emerge and Dissolve*. Routledge.

Butler, M. J. ed. 2019. *Securitization Revisited: Contemporary Applications and Insights*. Routledge.

- Buzan, Barry. 2017. "The English School and International Security", *Routledge Handbook of Security Studies*, 2nd ed., eds. by Cavelty, Myriam Dunn & Balzacq, Thierry. Routledge.
- Buzan, Barry & Hansen, Lene. 2009. *The Evolution of International Security Studies*. Cambridge University Press.
- Buzan, Barry, Wæver, Ole, & Wilde, Jaap De. 1998. *Security: A New Framework for Analysis*. Lynne Rienner Publishers.
- Fjäder, Christian O. 2018. "Interdependence as Dependence: Economic Security in the Age of Global Interconnectedness", *Geo-Economics and Power Politics in the 21st Century*, eds. by Wigell, Mikael, Scholvin, Sören, & Aaltola, Mika. Routledge.
- Guillaume, Xavier. 2018. "How to Do Things with Silence: Rethinking the Centrality of Speech to the Securitization Framework", *Security Dialogue*, 49 (6), 476–492.
- Hansen, Lene. 2000. "The Little Mermaid's Silent Security Dilemma and the Absence of Gender in the Copenhagen School", *Millennium*, 29 (2), 285–306.
- Kapur, Saloni & Mabon, Simon. 2018. "The Copenhagen School Goes Global: Securitisation in the Non-West", *Global Discourse*, 8 (1), 1–4.
- Searle, J. R. 1969. *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*. Cambridge University Press. (坂本百大・土屋俊訳 (1986) 『言語行為——言語哲学への試論』 勁草書房。)
- . 1979. *Expression and Meaning: Studies in the Theory of Speech Acts*. Cambridge University Press. (山田友幸監訳 (2006) 『表現と意味——言語行為論研究』 誠信書房。)
- . 1995. *The Construction of Social Reality*. The Free Press.
- . 2010. *Making The Social World: The Structure of Human Civilization*. Oxford University Press. (三谷武司訳 (2018) 『社会的世界の制作——人間文明の構造』 勁草書房。)
- Vuori, Juha A. 2008. "Illocutionary Logic and Strands of Securitization: Applying the Theory of Securitization to the Study of Non-Democratic Political Orders", *Critical Security Studies*, 14 (1), 65–99.
- . 2017. "Constructivism and Securitization Studies", *Routledge Handbook of Security Studies*, 2nd ed., eds. by Cavelty, Myriam Dunn & Balzacq, Thierry. Routledge.
- Wæver, Ole. 1995. "Securitization and Desecuritization", *On Security*, ed. by Ronnie D. Lipschutz. Columbia University Press.

(きしの・こういち 外国語学部准教授)